

道路法第24条に基づきいわゆる「自費工事」に関する 諸規程の改正等（4月1日施行予定）について

1 趣旨

道路法第24条に基づき、道路管理者以外の者の行う道路に関する工事、いわゆる「自費工事」について、行政運営における公平性・透明性の向上を図るため、関連規程の見直しを行いました。平成29年4月より施行されますので、御承知おきください。

なお、横浜市規則等に係る意見公募手続実施要綱に基づく意見公募については、同年2月に実施済みです。寄せられた御意見等については、以下のURLを御参照ください。

<http://www.city.yokohama.lg.jp/somu/org/housei/ikenkoubo/>

2 改定等の概要

(1) 「道路管理者以外の者の行う道路の工事等に関する規則」の一部改定

- 承認を受けた方が工事の内容を変更する場合、従前は市長の承認が必要でしたが、軽微な変更に限っては、市長への届け出をする旨の改正をします（第6条）。
- 工事が完了した際の完了検査に係る規定を新設します（第9条）。

(2) 審査基準の策定

これまで、承認をする際の目安として、「自動車乗入れ施設の施行に関する基準」はありましたが、自費工事は、自動車の乗入れ施設以外に関しても行われます。そこで、実務に即した総合的な審査基準を策定します。

※これに伴い、上記旧基準は廃止します。

(3) 「道路自費工事申請の手引」の策定

- 自費工事を申請される際に必要となる諸手続を解説した手引を作成します。
- (1)の規則に基づき必要となる届け出等に用いる様式の参考例も掲載しますので、是非御活用ください。

お問合せ先

道路局管理課（規則に関すること）

Tel：045-671-2770

各区土木事務所（手続き及び申請）

Tel：下記HPよりご確認ください

<http://www.city.yokohama.lg.jp/doro/menu/20140225170306.html>